

1-F1

〒830-0003

福岡県久留米市東櫛原町 1 7 1 3

財団 太郎

様

令和 7 年 7 月 1 4 日

福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 5 0

(福岡県吉塚合同庁舎)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

電話 092-641-7326

未納のお知らせ

「あなた様（奨学生）」、または「あなた様が連帯保証人となっている奨学生」が、高等学校等（大学含む。）在学中に当財団から貸与を受けた奨学金（支度金を含む。）の返還が未納状態となっております。

つきましては、下記の納入期限までに必ず「③のうち未納額」を完納してください。

本通知の送付と併せて、財団職員による電話連絡を行う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、本通知の内容についてのご質問等がある場合は当財団までご連絡ください。

本通知は令和 7 年 7 月 7 日現在の情報であるため、行き違いにて返還または連絡されている場合は、ご容赦ください。

記

1 奨学生氏名 財団 太郎 （奨学生番号 12345678 ）

2 納入期限 **令和 7 年 7 月 3 1 日**

3 返還状況

区分	支度金	奨学金	合計
返還総額①	100, 000 円	1, 080, 000 円	1, 180, 000 円
返還済額②	66, 400 円	764, 000 円	830, 400 円
返還残額③ (①-②)	33, 600 円	316, 000 円	349, 600 円
③のうち未納額	33, 600 円	316, 000 円	349, 600 円

4 返還方法

振込先へ振込にて返還

<振込先>

福岡銀行 県庁内支店 普通預金 0 9 4 0 7 8 6

コウキギ イダ ンホウジン フウカケンキョウイクブン カンショウガ クザイ タン

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

※振込人名義の前に必ず奨学生番号を記入して下さい。

※ATM 利用時は必ず奨学生番号を入力後、氏名を入力して下さい。

～お知らせ～

返還に関するお問い合わせ、ご相談お待ちしております。

例えば・・・

・学校に通っている、妊娠している、出産した、等の理由による返還の猶予についてのご相談。

など

〒830-0003

福岡県久留米市東櫛原町1713

財団 太郎 様

令和7年7月14日

福岡市博多区吉塚本町13-50

(福岡県吉塚合同庁舎)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

電話 092-641-7326

督促状

「あなた様(奨学生)」,または「あなた様が連帯保証人となっている奨学生」が、高等学校等(大学含む。)在学中に当財団から貸与を受けた奨学金(支度金を含む。)の返還が滞納状態となっております。

あなた様からの返還金は、新たな奨学金の財源となります。

ついては、下記の納入期限までに必ず「③のうち滞納額」を完納してください。

本督促状の送付と併せて、滞納債権督促員による電話、自宅訪問及び委託業者による電話督促を行う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、本督促状によっても返還の事実あるいは返還の意思表示がない場合は、法的措置として裁判所へ申立てることや債権回収会社へ回収委託の手続きをとらせていただくこともありますので、あらかじめお含みおきください。

また、本督促状の内容についてのご質問等がある場合は当財団までご連絡ください。

本状は令和7年7月7日現在の情報であるため、行き違いにて返還または連絡されている場合は、ご容赦ください。

記

1 奨学生氏名 財団 太郎 (奨学生番号 12345678)

2 納入期限 令和7年7月31日

3 返還状況

区分	支度金	奨学金	合計
返還総額①	100,000 円	1,080,000 円	1,180,000 円
返還済額②	66,400 円	764,000 円	830,400 円
返還残額③(①-②)	33,600 円	316,000 円	349,600 円
③のうち滞納額	33,600 円	316,000 円	349,600 円

4 返還方法

振込先へ振込にて返還

＜振込先＞

福岡銀行 県庁内支店 普通預金 0940786

コウキョウ イダシヨウ カキカキョウイダシヨウガ ヲダシ

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

※振込人名義の前に必ず奨学生番号を記入して下さい。

※ATM 利用時は必ず奨学生番号を入力後、氏名を入力して下さい。

～お知らせ～

返還に関するお問い合わせ、ご相談
お待ちしております。

例えば・・・

・学校に通っている、妊娠している、
出産した、等の理由による返還の猶
予についてのご相談。

など

〒830-0003

福岡県久留米市東櫛原町1713

財団 太郎 様

令和7年7月14日

福岡市博多区吉塚本町13-50

(福岡県吉塚合同庁舎)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

電話 092-641-7326

督促状

「あなた様(奨学生)」,または「あなた様が連帯保証人となっている奨学生」が,高等学校等(大学含む。)在学中に当財団から貸与を受けた奨学金(支度金を含む。)の返還が滞納状態となっております。

あなた様からの返還金は,新たな奨学金の財源となります。

ついては,下記の納入期限までに必ず「③のうち滞納額」を完納してください。

本督促状の送付と併せて,滞納債権督促員による電話,自宅訪問及び委託業者による電話督促を行う場合がありますので,あらかじめご承知おきください。

また,本督促状によっても返還の事実あるいは返還の意思表示がない場合は,法的措置として裁判所へ申立てることや債権回収会社へ回収委託の手続きをとらせていただくこともありますので,あらかじめお含みおきください。

なお,本督促状の内容についてのご質問等がある場合は当財団までご連絡ください。

本状は令和7年7月7日現在の情報であるため,行き違いにて返還または連絡されている場合は,ご容赦ください。

また,奨学生が返還を怠った場合は,当然に期限の利益を喪失し,返還残額全額について,一括して請求することとなりますので念のため申し添えます。

記

1 奨学生氏名 財団 太郎 (奨学生番号 12345678)

2 納入期限 令和7年7月31日

3 返還状況

区分	支度金	奨学金	合計
返還総額①	100,000 円	1,080,000 円	1,180,000 円
返還済額②	66,400 円	764,000 円	830,400 円
返還残額③(①-②)	33,600 円	316,000 円	349,600 円
③のうち滞納額	33,600 円	316,000 円	349,600 円

4 返還方法

振込先へ振込にて返還

<振込先>

福岡銀行 県庁内支店 普通預金 0940786

コウキギ ダンホジン フカホクキョウイクバン カシヨウガ クザ ダン

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

※振込人名義の前に必ず奨学生番号を記入して下さい。

※ATM 利用時は必ず奨学生番号を入力後,氏名を入力して下さい。

～お知らせ～

返還に関するお問い合わせ,ご相談お待ちしております。

例えば・・・

・学校に通っている,妊娠している,出産した,等の理由による返還の猶予についてのご相談。

など

財団 太郎 様

令和 7 年 7 月 1 4 日

福岡市博多区吉塚本町 1 3 - 5 0

(福岡県吉塚合同庁舎)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

(旧福岡県奨学会)

電話 092-641-7326

滞納額通知書

「あなた様（奨学生）」、または「あなた様が連帯保証人となっている奨学生」が、高等学校等（大学含む。）在学中に当財団から貸与を受けた奨学金（支度金を含む。）の返還が再三の督促にも関わらず滞納状態となっております。

現在の滞納額は下記のとおりです。

本通知書の送付と併せて、引き続き滞納債権督促員による電話、自宅訪問による督促を行いますので、あらかじめご承知おきください。

このまま、奨学金の返還の事実がない場合は、法的措置として裁判所へ申立てることや債権回収会社への回収委託の手続きをとらせていただくこともありますので、ご承知ください。

なお、本通知書の内容についてのご質問、ご返還についてのご相談等がある場合は下記の連絡先までご連絡ください。

本通知書は令和 7 年 7 月 7 日現在の情報であるため、行き違いにて返還または連絡されている場合は、ご容赦ください。

記

1 奨学生氏名 財団 太郎 (奨学生番号 12345678)

2 返還状況

区分	支度金	奨学金	合計
返還総額①	100,000 円	1,080,000 円	1,180,000 円
返還済額②	66,400 円	764,000 円	830,400 円
返還残額③ (①-②)	33,600 円	316,000 円	349,600 円
③のうち滞納額	33,600 円	316,000 円	349,600 円

3 連絡先

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

電話 092-641-7326

4 返還方法

振込先へ振込にて返還

＜振込先＞

福岡銀行 県庁内支店 普通預金 0 9 4 0 7 8 6

コウキギ タンホウジン フウカケンキョウイクブン ショウガ クザイダン

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

※振込人名義の前に必ず奨学生番号を記入して下さい。

※ATM 利用時は必ず奨学生番号を入力後、氏名を入力して下さい。

～お知らせ～

返還に関するお問い合わせ、ご相談お待ちしております。

例えば・・・

・返還残額の分割返還についてのご相談。

・学校に通っている、妊娠している、出産した、等の理由による返還の猶予についてのご相談。

など

〒830-0003

福岡県久留米市東櫛原町1713

財団 太郎 様

令和7年7月14日

福岡市博多区吉塚本町13-50

(福岡県吉塚合同庁舎)

公益財団法人 福岡県教育文化奨学財団

(旧福岡県奨学会)

電話 092-641-7326

滞納額通知書

「あなた様(奨学生)」,または「あなた様が連帯保証人となっている奨学生」が、高等学校等(大学含む。)在学中に当財団から貸与を受けた奨学金(支度金を含む。)の返還が再三の督促にも関わらず滞納状態となっております。

現在の滞納額は下記のとおりです。

本通知書の送付と併せて、引き続き滞納債権督促員による電話、自宅訪問による督促を行いますので、あらかじめご承知おきください。

このまま、奨学金の返還の事実がない場合は、法的措置として裁判所へ申立てることや債権回収会社への回収委託の手続きをとらせていただくこともありますので、ご承知ください。

また、本通知書の内容についてのご質問、ご返還についてのご相談等がある場合は下記の連絡先までご連絡ください。

本通知書は令和7年7月7日現在の情報であるため、行き違いにて返還または連絡されている場合は、ご容赦ください。

なお、奨学生が返還を怠った場合は、当然に期限の利益を喪失し、返還残額全額について、一括して請求することとなりますので念のため申し添えます。

記

1 奨学生氏名 財団 太郎 (奨学生番号 12345678)

2 返還状況

区分	支度金	奨学金	合計
返還総額①	100,000 円	1,080,000 円	1,180,000 円
返還済額②	66,400 円	764,000 円	830,400 円
返還残額③(①-②)	33,600 円	316,000 円	349,600 円
③のうち滞納額	33,600 円	316,000 円	349,600 円

3 連絡先

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

電話 092-641-7326

4 返還方法

振込先へ振込にて返還

<振込先>

福岡銀行 県庁内支店 普通預金 0940786

コウキョウ タンホクシン カキナキョウカク ショウガク ダン

公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

※振込人名義の前に必ず奨学生番号を記入して下さい。

※ATM 利用時は必ず奨学生番号を入力後、氏名を入力して下さい。

～お知らせ～

返還に関するお問い合わせ、ご相談お待ちしております。

例えば・・・

・返還残額の分割返還についてのご相談。

・学校に通っている、妊娠している、出産した、等の理由による返還の猶予についてのご相談。

など